

調査書記入上の注意

調査書は、中学校生徒指導要録（以下「生徒指導要録」という。）に基づき、次の点に留意して記入する。

義務教育学校においては、第1学年を第7学年、第2学年を第8学年、第3学年を第9学年として取り扱うものとする。

【一般的事項】

- 1 調査書は、様式第9号を用い、令和6年1月末日現在の生徒指導要録に基づき作成する。
※ 様式については、教育委員会で配布したもののほか、茨城県教育委員会ホームページから、ダウンロードができる。
なお、様式を踏まえれば、パソコン等により作成してもよい。
- 2 鮮明に記入する。記入する数字は、すべて算用数字を用いる。ただし、現住所欄等表記上算用数字を用いるのが不適当な場合については、漢数字を用いてもよい。
- 3 記入事項がない場合又は記入できない場合は、斜線（/）を引く。ただし、特別活動の記録の活動の状況及び行動の記録の欄についてはこの限りでない。
※ 記入できない項目がある場合には、「その他の事項」の欄にその理由を記入する。
- 4 誤記を訂正する場合は、2本の線（＝）を引いて訂正し、欄外に「〇〇字訂正」と記して、「〇〇字訂正」と記したところに校長印を押す。
- 5 提出する調査書は、原本を複写したものに、校長印を押して提出してもよい。
- 6 「志願先高等学校名」は、中学校において記入する。
- 7 「生徒氏名」は、生徒指導要録と表記を同一とする。
- 8 「現住所」については、県内居住者は郡・市名から記入し、県外居住者は県名から記入する。
※ 転居予定者は、転居予定先の住所を記入する。
- 9 「志望」は、「全日制」、「定時制」、「通信制」のいずれかを○で囲むこと。第2志望の欄については、第2志望を認めている高等学校を希望する場合で、第2志望がある場合は記入し、なければ斜線（/）を引く。
また、第2志望を認めていない高等学校の場合は斜線（/）を引く。
※ 特色選抜を志願する者で共通選抜における第2志望がある場合は記入する。
- 10 平成30年3月以前の卒業生（中学校卒業後5年を経過した者）の調査書については、生徒指導要録の「学籍に関する記録」とその他必要事項を記入する。
※ 記載に当たっては、「各教科の学習の記録」から「体力テスト」までの欄に斜線（/）を引く。「その他の事項」の欄には、中学校卒業後の職歴又は学歴などを記入する。

【各項目の記入について】

1 各教科の学習の記録

(1) 観点別学習状況

生徒指導要録に記入すべき記録を、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現の状況を観点ごとに評価して記入する。

※ 過年度卒業生等において、観点別学習状況の欄に記入できない場合は、観点別学習状況の欄に、斜線（/）を引き、「その他の事項」の欄に、その理由（過年度卒業生のため等）を記入する。

(2) 評定

ア 第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録の評定を転記する。

イ 第3学年の欄は、生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。

2 総合的な学習の時間の記録

3年間の記録（第1学年及び第2学年は生徒指導要録の記録、第3学年は生徒指導要録に記入すべき記録）の中から、生徒の学習状況や成果等の評価を文章で記入する。

※ 記入内容は、生徒の学習状況の顕著な事項やどのような力が身に付いたかなどとする。箇条書きでもよい。

3 特別活動の記録

活動の状況については、第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録から転記し、第3学年の欄は、生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。

4 特別活動に関する事実及び所見

3年間の記録（ただし、第3学年は生徒指導要録に記入すべき記録）から記入する。

なお、志願先の特色選抜の出願要件に係る具体的な実績等については、必ず記入する。

※ 「特別活動」における活動の状況について、主な事実及び総合的に見た場合の所見を記入する。箇条書きでもよい。

5 行動の記録

生徒指導要録に記入すべき記録を記入する。

6 部活動・特技等の記録

(1) 部活動の参加及び活動状況について具体的に記入する。

なお、志願先の特色選抜の出願要件に係る実績等については、出場大会名等を具体的に記入する。

※ 箇条書きでもよい。

(2) 公的機関による資格認定、学校内外におけるスポーツ活動、文化活動、芸術活動及びボランティア活動など特筆すべき記録等があれば具体的に記入する。ただし、「特別活動の記録」の欄に記載すべきことは除く。

7 欠席日数

(1) 第1学年及び第2学年の欄は、生徒指導要録から転記する。

※ 欠席日数がない場合には、空白とせず0を記入する。

(2) 第3学年の欄は、令和6年1月末日現在で記入する。

※ 不登校生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

② 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。（後略）

③ 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

④ （省略）

（令和元年10月25日 文部科学省通知）

8 体力テスト

第3学年の総合判定をA、B、C、D、Eで記載する。

※ 体力テストの欄に記入ができない場合は、斜線（/）を引き、「その他の事項」の欄にその理由を記入する。

9 その他の事項

(1) 欠席日数が学年ごとに10日以上ある時には、主な理由を記入する。

(2) 過年度卒業者については、中学校卒業後の職歴又は学歴などを記入する。